

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊伊丹駐屯地  
中部方面会計隊本部業務科長 武下 克城

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5QF310700010	5QAZ1CK0001 0001						
品名 または 件名							
個人被曝線量測定							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
予定数量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
804.00	EA						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
中方総				伊丹駐屯地			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
中方総付合志曹長 (2894)				令和7年4月1日 (火) ~ 令和8年3月31日 (火)			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

中部方面会計隊本部業務科事務室

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：  
入札日時場所：令和7年2月18日 (火) 10時15分 会計隊 入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

別紙のとおり

- 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 

次の各項目のすべての条件を満たす者

  - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
  - (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
  - (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
  - (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
  - (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
  - (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を当該する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
  - (10) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、近畿地域の競争参加資格を有する者
- 2 低入札価格調査について
  - (1) 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
  - (2) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。
- 3 契約条項等を示す場所
 

仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、中部方面会計隊本部業務科契約班窓口又は陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページにおいて掲載し配布する。  
令和7年2月4日～令和7年2月17日（0815～1700）
- 4 入札方法
 

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。
- 5 入札の無効
  - (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
  - (2) 入札に関する条項に違反した入札
  - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- 6 契約書等の作成
  - (1) 落札決定後、速やかに単価契約書を作成する。
  - (2) 細部の記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。
- 7 適用する契約条項
 

駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、保有個人情報等の保護に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項とする。
- 8 その他
  - (1) 郵便等による入札については、令和7年2月17日17時00分到着分までを有効とする。  
なお、事前に郵便入札の申し出を中部方面会計隊本部業務科契約班まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札となるべき同価による入札が2人以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。
  - (2) 電報・電話等による入札は認めない。
  - (3) 入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（令和7年2月17日17時00分まで）に資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）
  - (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。  
（様式随意、なお郵便入札時は不要）
  - (5) 市価調査等依頼の場合は協力されたい。（FAX可）
  - (6) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部契約班にて閲覧されたい。
  - (7) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
  - (8) 落札決定については品目毎予定価格の範囲内で最低の価格（単価）をもって申込をした者を落札者とする。  
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1  
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部 業務科契約班 担当：實田  
 072-782-0001 内線(3422) FAX072-782-0035 (直通)  
 (仕様書等に関する事項)  
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面総監部付隊 担当：合志  
 072-782-0001 内線(2894)



本公告は、陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部業務科契約班  
 陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載。  
 QRコードから公式サイトにアクセスできます。







仕 様 書			
物品番号		調達要求番号	5QAZ1CK0001
品 名	個人被曝線量測定	仕様書番号	1
		作成年月日	7.1.31
		単 位	個
		作 成 部 課	中部方面総監部医務官

### 1 適用範囲

この仕様書は、中部方面区内医務室等における個人被曝線量測定について適用する。

### 2 実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日までの間

### 3 対 象

番号	実施場所	着用予定数量	番号	実施場所	着用予定数量	番号	実施場所	着用予定数量
1	金沢駐屯地	3	11	宇治駐屯地関西補給処総務部衛生課	1	21	三軒屋駐屯地	1
2	春日井駐屯地	3	12	宇治駐屯地関西補給処整備部衛生課	6	22	米子駐屯地	4
3	守山駐屯地	3	13	桂駐屯地	1	23	出雲駐屯地	1
4	豊川駐屯地	3	14	八尾駐屯地	1	24	日本原駐屯地	2
5	久居駐屯地	2	15	信太山駐屯地	2	25	海田市駐屯地	3
6	明野駐屯地	2	16	伊丹駐屯地	3	26	山口駐屯地	3
7	今津駐屯地	2	17	伊丹駐屯地方面衛生隊診療技術班	5	27	善通寺駐屯地	2
8	大津駐屯地	2	18	千僧駐屯地	2	28	松山駐屯地	3
9	福知山駐屯地	1	19	青野原駐屯地	1	29	高知駐屯地	2
10	大久保駐屯地	2	20	姫路駐屯地	1		計	67

### 4 要 求

- 4.1 X線・γ線の測定が出来ること。
- 4.2 測定エネルギー範囲は10KeV～10MeV以上とする。
- 4.3 測定線量範囲は0.1mSv～10Sv以上とする。
- 4.4 感度のばらつきは±5%以内とする。
- 4.5 個人線量測定器及び関連資料1式を測定開始前に送付すること。
- 4.6 1ヶ月1回の測定であること。
- 4.7 広範囲測定でき災害時も使用可能なこと。
- 4.8 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第4章20条及び労働安全衛生法第章第22条、電離放射線障害防止規則第8条及び医療法施行規則第30条の18第2項の規定に則した測定が出来ること。

### 5 報 告

- 5.1 個人線量の測定報告書は、測定終了後、直ちに各実施場所及び中部方面総監部医務官に送付するものとする。